

①国名	Republic of Namibia (NA) (ナミビア共和国)				
②名称	Ministry of Industrialization and Trade (MIT)				
	Business and Intellectual Property Authority (BIPA)				
③所在地	3 Ruhr Street, PZN Holdings Building, Windhoek, Namibia				
	P.O. Box 185 Windhoek				
④連絡先	(電話) (264) 61 299 4400		(FAX)		
	(E-mail) <a href="mailto:info@bipa.na">info@bipa.na</a>		(internet) <a href="http://www.bipa.na/">http://www.bipa.na/</a>		
⑤組織の長	Registrar :				
	Ms. Vivienne Elke Katjuongua				
⑥沿革	(1) 南アフリカによって1990年まで統治されていたが、1990年3月21日に完全独立した。				
	(2) 1916年に、特許、意匠、商標及び著作権に関する法律No.9が施行された。この1916年法は、その後1978年までに改正され、1978年4月28日に施行された。				
	(3) 商標については、1973年に、商標法No.48が1974年1月から施行された。この1973年の商標法は、1989年Government Notice No. AG40により改正された。				
	(4) 特許、意匠及び商標法については、現在、Unified Billが提案されているが、未だ施行されていない。				
⑦所管	特許権、意匠権、商標権、著作権				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1991/12/23	1990/3/21			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		2004/1/1			
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
				2004/6/30	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
脱退	2004/6/30	2004/1/1			
ストラスブール	ウィーン	WTO			
		1995/1/1			

①国名	Republic of Namibia (NA) (ナミビア共和国)					
①統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	20			32
		(内 外国出願)	12			16
		(内日本から)				
		(内 PCTルート)	8			3
	実用新案	全数	8	5		4
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	138	90	47	97
		(内 外国出願)	59	57	47	60
		(内日本から)	2	1	1	
	商標	全数	3,144	2,470	869	1,700
		(内 外国出願)	2,802	2,209	868	1,368
		(内日本から)	20	23	21	27
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	30	21		29
		(内 外国出願)	25	15		13
		(内日本から)				
		(内 PCTルート)	15			
	実用新案	全数	6	5		4
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	120	91	40	86
		(内 外国出願)	44	60	40	52
(内日本から)		2	1			
商標	全数	3,785	3,971	898	2,525	
	(内 外国出願)	3,342	3,728	897	2,209	
	(内日本から)	33	29	23	35	
出典:WIPO IP Statistics						

## 組 織

<組織図> 産業及び国内貿易部門(Industry and Internal Trade)は、貿易及び産業省(Ministry of Trade and Industry)の下部組織である。

①国名	Republic of Namibia (NA) (ナミビア共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	1978年4月28日施行(1978年改正法)
	③地理的効力の範囲	ナミビア国内(カプリビ回廊含む)
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人 (法律第14条(1))
	⑥現地代理人の必要性及びその資格	要。海外居住者は、ナミビアに在住する試験に合格し、登録した人を代理人に選任しなければならない。 (法律第69条(1))
	⑦出願言語	英語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	特許日(出願日)から14年。報酬が不十分なときは7年、また例外的に14年延期できる。 (法律第38条(1)、第36条(3)、第51条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (法律第6条)
	⑩グレースピリオド*	有。次の事項が規定されている。 (1) 特定の博覧会における開示したときは、博覧会初日から6月。(法律第28条) (2) 発明者の意に反する開示のときは、期限の定めはない。(法律第29条)
	⑪非特許対象	法律又は道徳に反する発明 (法律第74条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。審査は、方式要件(開示要件、記載要件等)についてのみ行なわれる。 (法律第17条、第17条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も、最後の公告日から2月以内に異議を申立てることができる。この異議申立は特許庁にするが、異議の審査、決定は出願人の郵便宛先を管轄する裁判所が行う。 (法律第27条(1)、第30条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。期限の定めはない。 (法律第55条(1))
	⑱実施義務	有。何人も登録管に、付与後2年経過後、実施不十分を理由に強制実施権の許諾、又は取消を請求できる。登録管は制球を却下するか、裁判所に移管する。裁判所は、権利者に強制実施権の許諾を命令するか、特許の取消を命じる。この取消は、付与後3年経過後に行われる。 (法律第59条(1)、(2)、(3))
	⑲費用 単位 NA\$ (ナミビア・ドル)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 12 NA\$ 審査請求料 登録料  [特許権維持に掛かる費用] 年金 3年-6年次 8 NA\$(毎年) 7年-9年次 12 NA\$(毎年) 10年-20年次 20 NA\$(毎年)
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCTにおける国内料金の減額措置の有無	無。

①国名	Republic of Namibia (NA) (ナミビア共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	1978年4月28日施行(1978年改正法)
	③地理的効力の範囲	ナミビア国内(カプリビ回廊含む)
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤出願人資格	創作者又は承継人
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者は、ナミビアに在住する試験に合格し、登録した人を代理人に選任しなければならない。 (法律第69条(1))
	⑦出願言語	英語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年ずつ、2回延長することができる。 (法律第87条(1)、(2)、(3))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知・内外国刊行物。 (法律第80条(1))
	⑩「グレースピリオド」	有。次の事項が規定されている。 (1) 特定の博覧会における開示したときは、博覧会初日から6月。(法律第80条(3)) (2) 創作者の意に反する開示のときは、期限の定めはない。(法律第90条)
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 法律又は道徳に反する意匠 (法律第80条(7))
	⑫実体審査の有無	有。 (法律第80条(1))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。秘密にできる期間は、登録日(出願日)から2年。 (法律第91条(1))
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。何人も全部又は一部の取消を申立てることができる。 (法律第84条)
	㉓登録表示義務	有。登録表示をしなかった場合には、原則として損害賠償等の請求ができない。 (法律第89条(1)(b))

①国名	Republic of Namibia (NA) (ナミビア共和国)	
	②④費用 単位 NA\$ (ナミビア・ドル)	[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 (情報が得られませんでした)
		審査請求料
		登録料
	[意匠権維持に掛かる費用]	
	存続期間更新料	
②⑤料金減免措置 の有無	(情報が得られませんでした)	

①国名	Republic of Namibia (NA) (ナミビア共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	1974年1月1日施行(1973年法律第48号商標法)
	③地理的効力の範囲	ナミビア国内(カプリビ回廊含む)
	④他国制度との関連	ARIPO加盟国
	⑤商標法の保護対象	商品、サービス、団体商標 (法律第2条(1)iii～xx、第13条(1)、第52条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標 (法律第2条(1)viii、第40条)
	⑦出願人資格	商標を登録出願する自然人又は法人。 (法律第20条(1)、第24条(1))
	⑧権利付与の原則	先願主義 (法律第17条(1))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者は、ナミビア国内に郵便の宛先を定める必要があり、実質的に代理人を選任しなければならない。代理人には、登録官の承認を得て登録簿に登録した人であることを要する。 (法律第76条、第8条)
	⑪出願言語	英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年毎に更新できる。
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	(1) 商取引において使用が必要とされている標章。(法律第10条(2)) (2) 商品及びサービスの識別性を欠く標章。(法律第10条(1)) (3) 国の紋章、政府の保護を表示する語等を含む商標。(法律第14条) (4) 本人又は法定代理人の承認を得ない氏名。(法律第15条) (5) 公衆を欺瞞し、混同を生じさせ、法・道徳に反し、又は人を嫌がらせる要素を含む標章。(法律第16条(1)) (6) 商品や役務の性質や質を欺瞞するおそれがある標章。(法律第16条(2)) (7) 先登録の商標と混同を生じるおそれがある標章。(法律第17条(1))
	⑮防護標章制度の有無	有。 (法律第53条)
	⑯周知商標制度の有無	無。
	⑰一出願多区分制度の有無	無。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (法律第20条(2))
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度及び早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、登録拒絶理由が存在しないときには、出願は公告(公開)される。 (法律第26条(1))
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も出願の公告日から2月以内に異議を申立てることができる。 (法律第26条(1))

①国名	Republic of Namibia (NA) (ナミビア共和国)	
	②③無効審判制度の有無	有。無効は、裁判所にも提訴することができる。 (法律第36条(1)(a))
	②④不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年間以上不使用の場合には、取消を請求することができる。 (法律第36条(1)(b))
	②⑤商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟)
	②⑥図形要素の分類	無。
	②⑦譲渡要件	無。商標は、営業権とは無関係に譲渡することができる。 (法律第49条(1))
	②⑧費用 単位 NA\$ (ナミビア・ドル)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 (情報が得られませんでした)  [商標権維持に掛かる費用] 存続期間更新料
	②⑨料金減免措置の有無	(情報が得られませんでした)